

「三重県こども計画（仮称）」中間案の概要

1 計画の目的

「三重県こども計画（仮称）」は、こども基本法第10条第1項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例改正案第18条第1項（令和7年2月会議に提出予定）に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

2 計画のポイント

（1）子ども条例改正案を重視した計画策定

子ども条例改正案においては、令和5年度に実施した「子どもの生活に関する意識、実態調査（みえの子ども白書2024）」の結果をふまえるとともに、子ども当事者や当事者の支援を行う関係者等の意見を聴きながら、子どもを取り巻く現状と課題を整理し、それに対応する子ども施策の基本となる事項を規定しています。同条例案で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視し、計画策定を進めます。

（2）こども大綱を勘案した計画策定

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねるとともに、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、施策を総合的に推進することとしています。こうした観点をもふまえて、子ども条例改正案にはない「若者支援」及び「少子化対策」を要素に加えて計画を策定します。

3 中間案の概要

第1章 はじめに

（1）計画策定の趣旨（経緯）（中間案 P1）

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、不登校の増加に加え、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。子ども条例改正案の目的である「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくり」の実現に向けて、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の観点も加えつつ、本県の子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定します。

（2）計画期間（中間案 P3）

令和7年度から令和11年度までの5年間

(3) 本計画における「子ども」「若者」の定義（中間案 P 3）

「子ども」については、18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含みます。

「若者」については、青年期（施策によりポスト青年期を含む）の者をいいます。

第2章 子どもの現状について（中間案 P 4～19）

「子どもを取り巻く環境の変化」、「子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加」、「子どもの権利に関する理解」、「子育て家庭の現状」について、さまざまなデータを掲載しています。

第3章 計画のめざす姿等（中間案 P 20～27）

(1) めざす姿（中間案 P 21）

本計画では、「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざす姿とし、取組を進めていきます。

(2) 計画推進の原則（中間案 P 22）

- ① 子どもの最善の利益を考慮する
- ② 子どもの意見を聴き、対話しながらともに進める
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく支援し、すべての子どもの健やかな成長を支える
- ④ 子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援する
- ⑤ 多様な価値観、考え方を尊重することを大前提として取り組む

(3) 施策体系（中間案 P 23～25）

めざす姿の実現に向けて、6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

(4) 計画目標（中間案 P 26～27）

計画のめざす姿である「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」について、達成度合いを測るものとして「総合目標」を設定します。

総合目標の項目	現状値(R6)	目標値(R11)
「生活に満足している」と思う子どもの割合	(R5:65.2%)	70.0%
「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合	(R5:79.4%)	80.0%
「子ども施策について自分の意見が聴かれている」と思う子どもの割合	(R5:25.6%)	70.0%
「自分が好きだ」と思う子どもの割合	(R5:68.1%)	70.0%

第4章 重点的な取組（中間案 P28～61）

めざす姿の実現に向けて、6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

① 子どもの権利侵害への対応

- ・ 児童虐待対策
- ・ いじめ対策
- ・ 自殺対策
- ・ 体罰・不適切な言動の防止
- ・ 不適切保育の防止
- ・ 子どもからの相談への対応
- ・ 子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み

② 子どもを取り巻くリスクへの対応

- ・ インターネットに関わるリスクへの対応
- ・ 性犯罪・性暴力対策
- ・ 通学路等の安全確保
- ・ 防災対策

③ 子どもの権利に対する理解の向上

- ・ 子どもの権利に関する啓発、学習の推進

④ 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

- ・ 多様な学び、遊び・体験機会づくり
- ・ 子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり
- ・ 不登校の子どもへの支援

⑤ 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

- ・ 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援
- ・ ヤングケアラー支援

⑥ 社会的養育の推進

- ・ 社会的養育の推進

⑦ 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

- ・ 発達支援
- ・ 医療的ケア児への支援
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 外国につながる子どもへの支援

⑧ 子どもの意見表明及び社会参画の促進

- ・ 意見表明、社会参画の機会の充実

⑨ 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援

- ・ 妊産婦、乳幼児ケア
- ・ 周産期医療体制の確保
- ・ 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進

- ・子育て家庭への経済的支援

⑩ 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

- ・幼児教育、保育の提供
- ・放課後児童対策の推進

⑪ 若者への支援

- ・就労支援
- ・出会い支援
- ・不妊への支援
- ・ひきこもり支援

第5章 子ども施策全般に係る取組（中間案 P62～69）

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、「子どものライフステージ別の取組」、「ライフステージを通じた取組」、「子育て当事者への支援に関する取組」の3つの視点で整理し、子ども施策の全体像を示します。

第6章 計画を推進するために（中間案 P70～71）

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、毎年度、取組の進捗状況を評価したうえで、県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。